

重要事項説明書
訪問看護契約書
個人情報使用の同意書

訪問看護ステーションひめの

重要事項説明書 (介護・介護予防・医療保険)

[令和7年4月1日現在]

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令37号 第74条、第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人 八女発心会
所在地	福岡県八女郡広川町大字新代2316番地
代表者名	理事長 姫野 亜紀裕
電話番号	電話 0943-32-7111 FAX 0943-32-7112

2 事業所概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーションひめの
指定番号	福岡県 4063590022号
管理者	永野 美奈子
所在地	福岡県八女郡広川町大字新代2316番地
電話番号	電話 0943-32-8004 FAX 0943-24-8107
サービス提供地域	1 広川町 2 八女市一部(旧八女市。立花町：谷川、山崎、兼松、原島、田形。黒木町：湯辺田、本分、田本。上陽町：北川内) 3 筑後市一部(一条、蔵敷、熊野、前津、徳久、山ノ井、長浜、羽犬塚) 4 久留米市一部(藤山町、藤光町、上津町) ・当事業所から利用者居宅まで片道所要時間20分程度の範囲内

(2) 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	8時15分～17時15分まで

(3) サービス提供が可能な日と時間帯

サービス提供日	年中対応
サービス提供時間	24時間常時対応が可能な体制とする

(4) 職員体制

	資格	
管理者	看護師	1名
看護職員	保健師、看護師、准看護師	2.5名以上
理学療法士等	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	適当数

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

利用者に対して、適正な訪問看護のサービスを提供し、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すことを目的とします。

<運営の方針>

利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅生活ができるよう適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 サービスの利用と内容

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。職員がお伺いいたします。

契約を締結するとともに、主治医の指示のもと訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

*居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの内容

事業者は、訪問看護師を派遣して、利用者に対して下記のサービスを行います。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 療養上の世話
4. 褥創の予防・処置
5. リハビリテーション

※理学療法士等による訪問看護が看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたもの場合、看護職員の代わりにリハビリテーションを行う訪問とする。

6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置
10. ターミナルケア（介護予防を除く）

※看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行います。

(3) サービスの利用終了

サービスの終了を希望される場合は1週間前までにお申し出ください。

5 利用料金

(1) 利用料について

訪問看護は、介護保険または医療保険の制度を利用することができます。
利用者の年齢や疾患、介護保険の申請の有無などによって、どちらかが適用されます。

<介護保険>⇒ (6~9) ページの料金表をご覧ください

介護保険の負担割合額に応じた金額をお支払いいただきます。
介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。
主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合、その期間は医療保険の適応となります。

<医療保険>⇒ (10~13) ページの料金表をご覧ください

健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます

(2) 交通費

上記2(1)のサービス提供地域を超えて訪問する場合は、交通費として1回あたり1,000円(税別)往復分をいただきます。

(3) その他

エンゼルケア(死後の処置)費用
死後の清拭・着替え等の処置をご希望される場合は、10,000円(税別)をいただきます。

(4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日迄に当月分の料金を請求いたしますので、翌月末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

6 緊急時の対応方法

事業所は現に訪問看護の提供をおこなっているときに、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を講じます。

7 サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーションのご利用者様苦情窓口

担当責任者 永野 美奈子
〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代2316
TEL: 0943-32-8004 FAX: 0943-24-8107

(2) 当事業所以外にも下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・福岡県国民健康保険団体連合会	TEL: 092-642-7859	FAX: 092-642-7856
・福岡県介護保険広域連合柳川・大木・広川支部	TEL: 0944-75-6301	FAX: 0944-75-6340
・広川町役場 福祉課 高齢者支援係	TEL: 0943-32-1113	FAX: 0943-32-5164
・八女市役所 健康福祉部 介護長寿課	TEL: 0943-23-1353	FAX: 0943-30-1505
・久留米市役所 健康福祉部 長寿支援課	TEL: 0942-30-9038	FAX: 0942-36-6845
・筑後市役所 市民生活部 高齢者支援課	TEL: 0942-53-4115	FAX: 0942-53-4119

8 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえた利用者およびその家族や身元引受人等に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も同様です。

9 連帯債務者について

- (1) 利用者は、連帯債務者を定めるものとします。
- (2) 連帯債務者は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して負い、事業者が管理規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- (3) 事業者は、利用者の生活において必要な場合には、連帯債務者への連絡・協議等に努めるものとします。

10 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為の研修会を定期的実施します。

12 感染症対策の強化・衛生管理等

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、担当者を置き、指針の策定、研修及び訓練の実施、対策検討委員会の開催を定期的に行い、職員に周知を図ります。職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13 業務継続に向けた取り組み

事業所は感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、担当者を置き、業務継続計画の策定と定期的な見直し、研修及び訓練の実施を定期的に行い、職員に周知を図ります。

1.4 サービス利用にあたっての留意事項について

- (1) 訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に挙げる行為は行いません。
 - ・利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
 - ・利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。
 - ・利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
 - ・その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。

- (2) 利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。
 - ・従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
 - ・サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

- (3) 訪問時の喫煙、飲酒はお控えください

- (4) 台風、地震・豪雨、雪などの天候不良時または災害時は、ご利用者様の了解を得た上で訪問日や訪問時間の変更を行います。

介護保険における料金表

介護保険による介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の額は次のとおりになります。

(イ) 利用料 (要介護)

所要時間	1割	2割	3割
20分未満	314円	628円	942円
30分未満	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1,128円	2,256円	3,384円

※准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の90%の金額となります。

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問の場合 (1回あたり20分)	294円	588円	882円
------------------------------------	------	------	------

※午前6時～午前8時・午後6時～午後10時の時間帯に訪問した場合、夜間・早朝料金と

して、上記の25%の料金を加算します。午後10時～午前6時の時間帯に訪問した場合、深夜料金として上記の50%の料金を加算します。

※事業所と同一建物又は、同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、上記の90%の料金となります。事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は、上記の85%の料金になります。

○その他のサービスの加算料金 (要介護)

項目	単位	1割	2割	3割
初回加算	1月につき	(I) 350円 (II) 300円	(I) 700円 (II) 600円	(I) 1,050円 (II) 900円
退院時共同指導加算	1回につき	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算Ⅰ	1月につき	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	1月につき	250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算	1月につき	600円	1,200円	1,800円
複数名訪問加算 看護師同行	所要時間30分未満の場合	254円	508円	762円
	所要時間30分以上の場合	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算 看護補助者同行	所要時間30分未満の場合	201円	402円	603円
	所要時間30分以上の場合	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算 (イのみ)	1時間30分以上となる場合	300円	600円	900円
ターミナルケア加算	最終利用月	2,500円	6,000円	7,500円
看護体制強化加算 (Ⅰ)	1月につき	550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算 (Ⅱ)	1月につき	200円	400円	600円
看護・介護体制強化加算	1月につき	250円	500円	750円
専門管理加算	1月につき	250円	500円	750円
サービス提供体制加算 (Ⅰ)	1回につき (イ)	6円	12円	18円
サービス提供体制加算 (Ⅱ)	1回につき (イ)	3円	6円	9円

<保険適用外>

項目		基本料金
交通費	サービス提供地域 サービス提供地域以外	無料 1,000円(税別)/1回(往復)
その他	エンゼルケア(死後の処置) 清拭・着替え等	ご希望の場合 10,000円(税別)

<利用料(要支援)>

所要時間	1割	2割	3割
20分未満	303円	606円	909円
30分未満	451円	902円	1,353円
30分以上 1時間未満	794円	1,588円	2,382円
1時間以上 1時間30分未満	1,090円	2,180円	3,270円
※准看護師が訪問看護を行った場合は、上記の90%の金額となります。			

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問の場合(1回あたり20分)	284円	568円	852円
※利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合、所定単位数より1回につき15単位を減算となります。			
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	1回20分につき (要介護1・2・3・4・5)		294円→268円
	1回20分につき(要支援1・2)		284円→276円

※午前6時～午前8時・午後6時～午後10時の時間帯に訪問した場合、夜間・早朝料金として、上記の25%の料金を加算します

※午後10時～午前6時の時間帯に訪問した場合、深夜料金として上記の50%の料金を加算します。

※事業所と同一建物又は、同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は、上記の90%の料金です。

※事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は、上記の85%の料金となります。

○その他のサービスの加算料金（要支援）

項目	単位	1割	2割	3割
初回加算	1月につき	(I) 350円 (II) 300円	(I) 700円 (II) 600円	(I) 1,050円 (II) 900円
退院時共同指導加算	1回につき	600円	1,200円	1,800円
特別管理加算Ⅰ	1月につき	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	1月につき	250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算	1月につき	600円	1,200円	1,800円
複数名訪問加算 看護師同行	所要時間30分未満の場合	254円	508円	762円
	所要時間30分以上の場合	402円	804円	1,206円
複数名訪問加算 看護補助者同行	所要時間30分未満の場合	201円	402円	603円
	所要時間30分以上の場合	317円	634円	951円
長時間訪問看護加算	1時間30分以上となる場合	300円	600円	900円
サービス体制強化加算	1回につき	6円	12円	18円

<保険適用外>

項目	基本料金
交通費	サービス提供地域 サービス提供地域以外
その他	エンゼルケア（死後の処置） 清拭・着替え等

<介護保険の加算について>

- * 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
- * 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。初回加算を算定する場合は算定しません。
- * 特別管理加算は特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態）に対して加算します。
 - 特別管理加算（Ⅰ）
 - ・気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ・在宅悪性腫瘍患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 - 特別管理加算（Ⅱ）
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、
 - ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ・真皮を越える褥創の状態
 - ・点滴注射を週3日以上行なう必要があると認められる状態
- * 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制 にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う同意を得た場合に加算します。（別紙同意書あり）
- * 複数名訪問看護加算は、利用者の身体的理由等により 1 人の看護師等による訪問看護 が困難と認められる場合、同意を得て複数名の訪問を行った場合に加算します。（別紙同意書あり）
- * 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象となる利用者に対して、1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護を行後に、引き続き訪問看護を行った場合に加算します。
- * ターミナルケア療養費は、死亡日及び死亡 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合に加算します。（別紙同意書あり）
- * 看護体制強化加算は、訪問看護体制の評価、基準に適合している場合に加算されます。
- * 看護・介護職員連携強化加算は、たんの吸引等が必要な利用者に対して訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します
- * 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡または人工肛門ケア等に 係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の 実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。
- * サービス提供体制加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対し訪問看護を行った場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを算定します。厚生労働大臣が定める当該加算の体制・人材要件を満たす場合に加算します。

医療保険における料金表

(1) 利用料金

(令和6年6月より)

下記料金は10割表示です。医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

【I】基本料金

訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ	看護師による訪問 週3日目まで 週4日目以降	5,550円 6,550円
	准看護師による訪問 週3日目まで 週4日目以降	5,050円 6,050円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・ 人工膀胱ケアに係る専門の研修を受 けた看護師による訪問	12,850円
	理学療法士等による訪問	5,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ 同一建物居住者で同一日に3人以上訪問	看護師による訪問 週3日目まで 週4日目以降	2,780円 3,280円
	准看護師による訪問 週3日目まで 週4日目以降	2,530円 3,030円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・ 人工膀胱ケアに係る専門の研修を受 けた看護師による訪問	12,850円
	理学療法士等による訪問	2,780円
訪問看護基本療養費Ⅲ	入院患者の外泊時	8,500円
機能強化型訪問看護管理療養費1 (1日1回につき)	月の初日 2日以降	13,230円 2,500円

【II】加算等

難病等複数回訪問加 算	1日に2回訪問の場合	同一建物内1人又は2人 4,500円 同一建物内3人以上 4,000円
	1日に3回訪問の場合	同一建物内1人又は2人 8,000円 同一建物内3人以上 7,200円

複数名訪問看護加算	他の看護師等を行う場合 (週1回を限度)	同一建物内1人又は2人 4,500円 同一建物内3人以上 4,000円
	他の准看護師等を行う場合 (週1回を限度)	同一建物内1人又は2人 3,800円 同一建物内3人以上 3,400円
	その他職員を行う場合 *労働大臣が定める場合を除く (週3回を限度)	同一建物内1人又は2人 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円
	その他職員を行う場合 *厚生労働大臣が定める場合に限る *特別訪問看護指示期間	1日1回の場合 同一建物内1人又は2人 3,000円 同一建物内3人以上 2,700円
1日2回の場合 同一建物内1人又は2人 6,000円 同一建物内3人以上 5,400円		
1日3回の場合 同一建物内1人又は2人 10,000円 同一建物内3人以上 9,000円		
早朝夜間加算 深夜加算	6-8時 18時-22時 22-6時	2,100円 4,200円
長時間訪問看護加算	週1回まで *厚労省が定める状態週3回まで	5,200円
特別管理加算	1月につき *状態に応じて異なります	2,500円 または5,000円
24時間対応体制加算	1月につき	6,800円
緊急訪問看護加算	月14日目まで 月15日目以降	2,650円 2,000円
専門管理加算	1月につき	2,500円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円
訪問看護ターミナル ケア療養費	他事業所にて看取り加算 算定していない場合	25,000円
	他事業所にて看取り加算 算定の場合	10,000円

訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1月につき	780円/月
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	1月につき	10～500円/月

※訪問看護療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回に限り算定可能

訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円/月
----------------	-------	-------

※マイナンバーカードを確認した月のみとなります。

【Ⅲ】退院時や居宅療養でのカンファレンス等に伴う加算

退院時共同指導加算	1月につき 利用者の状態に応じ月2回を限度	8,000円
退院支援指導加算	退院日	6,000円
	厚生労働大臣が定める長時間 訪問を要する者に行った場合	8,400円
在宅患者連携指導加算	月1回まで	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円
訪問看護情報提供療養費	月1回まで	1,500円

【Ⅳ】保険適用外

交通費	サービス提供地域 サービス提供地域以外	無料 1,000円（税別）/1回（往復）
その他	エンゼルケア（死後の処置） 清拭・着替え等	ご希望の場合 10,000円（税別）

＜医療保険の加算について＞

- * 難病等複数回訪問加算は、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者について、1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合に加算します。
- * 複数名訪問看護加算は、利用者の身体的理由等により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合、同意を得て複数名の訪問を行った場合に加算します。(別紙同意書あり)
- * 夜間・早朝・深夜訪問看護加算は利用者又はその家族等の求めに応じて訪問看護を行った場合に加算します。
(夜間=18～22時まで、早朝=6～8時まで、深夜22時～6時)
- * 長時間訪問看護加算は、厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の訪問看護の時間が90分を超えた場合に加算します。
- * 特別管理加算は、特別な管理を要する利用者(厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※1※2)に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。
- * 24時間対応体制加算は、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応可能で、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合加算します(別紙同意書あり)
- * 緊急訪問看護加算は、24時間対応体制加算に同意がある方で、利用者やその家族等の緊急の求めに応じて計画外の訪問看護を行った場合に算定します。
- * 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡または人工肛門ケア等に 係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の 実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します
- * 看護・介護職員連携強化加算は、たんの吸引等が必要な利用者に対して訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します
- * ターミナルケア療養費は、死亡日及び死亡14日以内に2回以上訪問看護を実施し、支援体制を家族に説明してターミナルケアを行った場合に加算します。(別紙同意書あり)
- * 訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱは、医療に従事する職員の賃金改善を図る体制がある場合に訪問看護管理療養費を算定している利用者に加算します。評価料Ⅱは国の定める認定基準により料金の変動があります。
- * 訪問看護医療DX情報活用加算は、オンライン資格確認によって利用者の診療情報を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。マイナンバーを確認した月のみ加算します。
- * 退院時共同指導加算は、入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します
- * 退院支援指導加算は、(厚生労働大臣が定める状態等にある※1※2)利用者や、診療に基づき退院 当日の訪問が必要であると認められた者 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要 する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合に加算します。
- * 在宅患者連携指導加算は、月2回以上、医療機関等との文書等による連携を実施し、共有した情報に基づき、利用者又は家族に療養上、必要な指導を行った場合に加算します。
- * 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、利用者の状態急変や診療方針の変更に伴うかかりつけ医との会議に基づき利用者又は家族に療養上、必要な 指導を行った場合に加算します。
- * 訪問看護情報提供加算は、入院又は入所する保険医療機関に対して診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって、利用者の同意を得て指定訪問看護に係る情報を提供した場合に加算します。

厚生労働大臣が定める状態等にある利用者※1※2

- ※1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- ※2 在宅事故腹膜還流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理のいずれかを受けている状態にある者 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 真皮を越える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

訪問看護契約書 (介護・介護予防・医療保険)

様 (以下、「利用者」といいます) と、訪問看護ステーションひめの (以下、「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う訪問看護サービスについて、つぎのとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法・医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し療養上の世話又は診療の補助をその内容とした訪問看護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、利用者の終了の意思表示されるまでの期間とします。ただし、第11条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとします。

第3条 (訪問看護計画作成・変更)

1. 事業者は、主治医の指示や利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合はそれに沿って、訪問看護計画書を作成します。
事業者はこの訪問看護計画書の内容を利用者およびその家族に説明し、その同意を得るものとします。
2. 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 - ② 利用者が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
3. 事業者は、訪問看護計画書を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業者は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受け取ります。
2. 事業者は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し主治医との密接な連携を図ります。

第5条 (訪問看護サービスの内容)

事業者は、訪問看護師を派遣して、重要事項説明書の記載の訪問看護を提供します。

第6条 (サービス提供の記録)

1. 事業者は、訪問看護サービスの実施ごとに、提供した具体的なサービス内容等を訪問看護記録書に記入します
2. 事業者は、訪問看護記録書を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第2項の訪問看護記録書を閲覧および複写物の交付をうけることができます。

第7条 (担当の訪問看護師)

1. 訪問看護スタッフは交代で訪問させていただきます。
複数の看護師の視点から全身状態の観察、把握が出来るように努めています。
利用者から特定の訪問看護師・理学療法士等の指名はできません。
2. サービスの実施にあたっては、利用者の事情・意向等を十分配慮するものとします。

第8条 (料金)

1. 利用者は、サービスの対価として重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から自己負担分を事業者に支払うものとします。
2. 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者は、居宅において、サービス従業者がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第9条 (サービスの中止)

1. 利用者は、事業者に対して、サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることによりサービス利用を中止することができます。

第10条 (料金の変更)

1. 第8条に定めるサービス利用料金について、医療給付費体系・介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
2. 利用者は、利用料金の変更同意する事が出来ない場合には、本契約を解約する事が出来ます。

第11条 (契約の終了)

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいてこの契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

①利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合

②利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又はハラスメント等によりこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が死亡した場合

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者が、要介護認定区分が非該当（自立）となった場合。
（この場合、条件を変更して再度契約することができます）

第12条（秘密保持）

1. 事業者、および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等について、利用者及び家族の個人情報を行政や関係機関と情報共有で用いることを、本契約をもって同意したものとみなします。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対応）

1. 事業所は、現に訪問看護の提供をおこなっているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。

2. 事業所は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

第15条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員および保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第17条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第18条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法、医療保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

第20条（連帯債務者）

1. 利用者は、連帯債務者を定めるものとします。
2. 連帯債務者は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して負い、事業者が管理規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
3. 事業者は、利用者の生活において必要な場合には、連帯債務者への連絡・協議等に務めるものとします。

個人情報使用の同意書

事業者は、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

1 個人情報を利用する目的

- ①サービスの提供を受けるにあたって、サービス担当者会議等において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記（1）のほか、主治医、介護支援専門員および介護サービス事業所との連絡調整等のために必要な場合。
- ③現にサービスの提供を受けている際、本人が体調等を崩し又は受診・入院した場合に、医師・看護師等に説明する場合。
- ④市町村や保健所の実施する保健福祉サービスとの連携を強化し総合的在宅療養を実施する場合。
- ⑤医療関係実習生受け入れ時にカルテの開示、情報提供、訪問の同行をする場合。

2 個人情報を提供する事業所

- ①居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- ②病院又は診療所
- ③担当地域の市役所又は保健所
- ④実習を委託している教育機関

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者 以外の者に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議等、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが 1 通ずつを保管するものとします。

契約締結日 令和_____年_____月_____日

- 医療保険給付による訪問看護 契約内容・重要事項説明書
- 介護保険給付による訪問看護 契約内容・重要事項説明書
- 個人情報使用の同意書

(利用者)

私は、事業者により上記の内容について説明を受け同意しました。
私はこの契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

【利用者】

住所_____

氏名_____

【ご家族または代理人・連帯債務者】(続柄_____)

住所_____

氏名_____

(事業者)

私は、訪問看護事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任もって提供します。

事業者名 訪問看護ステーションひめの
運営法人名 医療法人八女発心会
代表者 永野 美奈子
電 話 0943-32-8004
F A X 0943-24-8107